

## ■ダイオキシン類分析結果

ダイオキシン類の分析は「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「下水道法」の規定により測定が義務付けられ、測定結果は下表のとおりです。

- 1 「排ガス」：煙突から大気に放出されるガスで排出基準は1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下に規制されています。
- 2 「セメント固化灰」：ばいじんをセメントで固化することにより、重金属類等の溶出を防止し、安定化を図ったものです。排出（埋立）基準は3ng-TEQ/gです。なお、当組合ではセメント固化灰排出量の約67%を溶融スラグ化やエコセメント化することにより、有効利用を促進するとともに埋立処分量の低減に努めています。
- 3 「焼却灰」：流動床炉<sup>(注)</sup>では、炉底からの燃え殻（不燃物など）のことをいい、排出（埋立）基準はセメント固化灰と同様3ng-TEQ/gです。

(注) 流動床炉とは、焼却炉の炉床が砂層で構成され、炉床から供給される燃焼用空気と共に、高温の砂を舞い上げて流動化し、ごみを焼却する方式です。

- 4 「処理水」：ごみ処理プラント排水と最終処分場の排水の2つがあり、排出基準は10pg-TEQ/lです。
- 5 「雨水」：施設内から流出する雨水を公共用水域への放流口で測定を実施しています。
- 6 「地下水（場内モニタリング）」：場内南側（地下水の下流）にモニタリング井戸を設置し、測定を実施しています。

なお、5と6の項目については、下流域住民との協定により測定を実施しています。

種類	施設名	排出基準	採取日	分析値
排ガス	150トン炉	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	H17.7.8	0.44
			H18.7.20	0.051
	200トン炉		H18.7.20	0.89
			H18.9.8	0.076
飛灰	150トン炉	-	H17.7.8	4.7
			H18.7.20	1.4
	200トン炉		H18.7.20	0.36
			H18.9.8	0.48
セメント固化灰	2炉分	3ng-TEQ/g (埋立基準)	H17.7.8	2.8
			H18.7.20	1.8
焼却灰	2炉分	-	H17.7.8	0.0000025
			H18.7.20	0.0016
処理水	排水処理	10pg-TEQ/l	H17.7.8	0
			H18.7.21	0.013
	最終処分場		H17.7.8	0.025
			H18.7.21	0.0013
雨水	目久尻川放流口	-	H17.7.28	2.2
			H18.7.20	0.011
地下水 (場内モニタリング)	観測井戸 No.1 No.2 No.3	1pg-TEQ/l (環境基準)	H17.7.8	0.031
				0.023
				0.046
			H18.7.21	0.029
				0.029
				0.04

【単位について】 ・ng(ナノグラム)=10億分の1グラム ・pg(ピコグラム)=1兆分の1グラム  
 ・TEQ=毒性等量といい、ダイオキシン類の各異性体の濃度に、一番毒性の強いダイオキシン(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性を1とした場合の各異性体の毒性等価係数を乗じて得た数値

※詳しい分析結果については、『高座清掃施設組合ホームページ』をご覧ください。



# 高座環境通信

【第10号】

平成19年7月23日  
 編集発行：高座清掃施設組合  
 施設課ISO担当



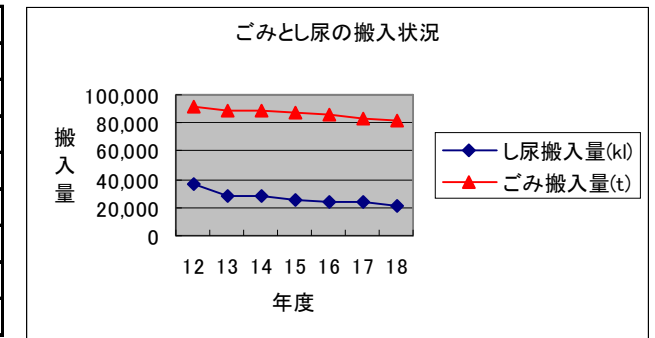
## 平成18年度の環境データがまとまりました

当組合は、構成市(座間市、海老名市、綾瀬市)から排出される一般廃棄物の中間処理施設です。当組合では操業に際して法律に定める各種環境基準を順守し、施設の適切な管理を心がけています。

今号では、当組合が定期的に測定を実施している環境データのうち代表的な項目についてお知らせします。

### ■ごみとし尿の搬入状況(過去7年間の推移)

年度	し尿(kl)		ごみ(t)	
	搬入量	増減	搬入量	増減
12	37,111.4	△3,937.0	91,543.89	1,894.68
13	28,872.3	△8,239.1	89,120.64	△2,423.25
14	27,873.3	△999.0	88,380.38	△740.26
15	25,050.5	△2,822.8	87,428.29	△952.09
16	24,601.8	△448.7	85,277.67	△2,150.62
17	23,257.9	△1,343.9	83,393.97	△1,883.70
18	20,910.8	△2,347.1	81,952.95	△1,441.02

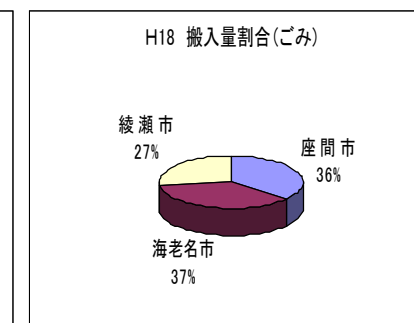
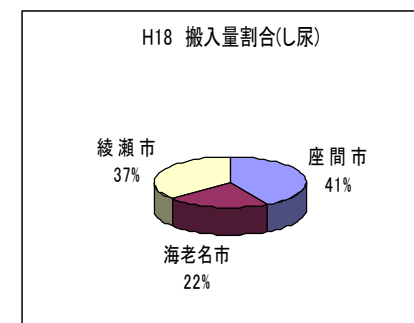


し尿は構成市全体では公共下水道の普及に伴い近年急激な減少傾向にあります。しかし、依然合併浄化槽等の利用者も多く、浄化槽汚泥の搬入量は今後も横ばいに推移するものと考えられます。

※し尿搬入量は、生し尿と浄化槽汚泥の合計です。また、ごみ搬入量は、可燃物、不燃物、粗大ごみ及び事業系の合計です。

平成18年度	し尿(kl)	ごみ(t)
座間市	8,748.3	29,588.66
海老名市	4,529.1	30,051.78
綾瀬市	7,633.4	22,312.51
計	20,910.8	81,952.95

ごみについても、資源回収の促進や各市の収集体制の変更、また、市民一人一人の資源分別などのご協力により平成12年度をピークに連続して減少しています。



なお、左の表と下のグラフは平成18年度の各市別の搬入総量とその比率を表したものです。

平成17年度と比べて、座間市はし尿が1,748.0klの減、ごみは47.26tの微増、海老名市はし尿が172.0klの増、ごみは879.63tの減少で、綾瀬市ではし尿が771.1kl、ごみが608.65tの減少で、三市全体ではし尿が2,347.1kl、ごみが1,441.02tの減少となっています。

■平成18年度各種測定結果

項目	排出基準	分析結果	
		H18.6.29	H18.12.22
採取日			
カドミウム	0.1mg/ℓ以下	0.01 未満	0.01 未満
鉛	0.1mg/ℓ以下	0.01 未満	0.01 未満
水銀	0.005mg/ℓ以下	0.0005 未満	0.0005 未満
シアン	1mg/ℓ以下	0.05 未満	0.05 未満
ヒ素	0.1mg/ℓ以下	0.01 未満	0.01 未満
六価クロム	0.5mg/ℓ以下	0.05 未満	0.05 未満
有機リン	0.2mg/ℓ以下	0.01 未満	0.01 未満
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ以下	0.003 未満	0.003 未満
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0.001 未満	0.001 未満
フェノール類	0.5mg/ℓ以下	0.025 未満	0.025 未満
亜鉛	3mg/ℓ以下	0.1 未満	0.1 未満
鉄	10mg/ℓ以下	0.5 未満	0.5 未満
マンガン	1mg/ℓ以下	0.19	0.19
クロム	2mg/ℓ以下	0.1 未満	0.1 未満
フッ素	15mg/ℓ以下	0.2 未満	0.2 未満
銅	3mg/ℓ以下	0.05 未満	0.05 未満

項目	排出基準	排水処理施設	
		H18.6.29	H18.12.22
採取日			
カドミウム	0.1mg/ℓ以下	0.01 未満	0.01 未満
鉛	0.1mg/ℓ以下	0.01 未満	0.01 未満
水銀	0.005mg/ℓ以下	0.0005 未満	0.0005 未満
シアン	1mg/ℓ以下	0.05 未満	0.05 未満
ヒ素	0.1mg/ℓ以下	0.01 未満	0.01 未満
六価クロム	0.5mg/ℓ以下	0.05 未満	0.05 未満
有機リン	0.2mg/ℓ以下	0.01 未満	0.01 未満
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ以下	0.003 未満	0.003 未満
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0.001 未満	0.001 未満
フェノール類	0.5mg/ℓ以下	0.025 未満	0.025 未満
亜鉛	3mg/ℓ以下	0.1 未満	0.1 未満
鉄	10mg/ℓ以下	0.5 未満	0.5 未満
マンガン	1mg/ℓ以下	0.1 未満	0.1 未満
クロム	2mg/ℓ以下	0.1 未満	0.1 未満
フッ素	15mg/ℓ以下	0.2 未満	0.2 未満
銅	3mg/ℓ以下	0.05 未満	0.05 未満
PCB	0.003mg/ℓ以下	0.0005 未満	0.0005 未満
ニッケル	1mg/ℓ以下	0.3 未満	0.3 未満

■総合排水分析結果

下水道法及び海老名市下水道条例の規定に基づき測定が義務付けられています。

当組合で処理したし尿や焼却炉などのプラント排水は生物処理等を行った後、公共下水道に排出されます。

また、左の測定だけでなく、PHなどを日常的に測定・監視することにより、適正な処理と水質汚濁の防止等に努めています。

■最終処分場放流水分析結果

当組合では、海老名市本郷地区に最終処分場を有していましたが、国の補助金を受け平成10年度に閉鎖事業を実施。現在は浸出水の処理施設を設け適正廃止に向けた管理を行っています。

最終処分場内の排水はこの処理施設で高度処理を行ったあと、公共下水道へ排出されます。

なお、排出水の分析は、廃棄物処理法及び下水道法（海老名市下水道条例）の規定に基づき測定を実施しており、それぞれの法律に基づく基準が適用されています。

■排ガス分析結果

大気汚染防止法並びに神奈川県生活環境の保全に関する条例に基づき測定が義務付けられています。

当組合には、1日処理量150t炉と200t炉の2炉が24時間連続稼働して、構成市から搬入される一般廃棄物処理しています。

また、左の測定分析以外にも酸素濃度やCO（一酸化炭素）などを常時測定・監視することにより、安全操業に努めています。

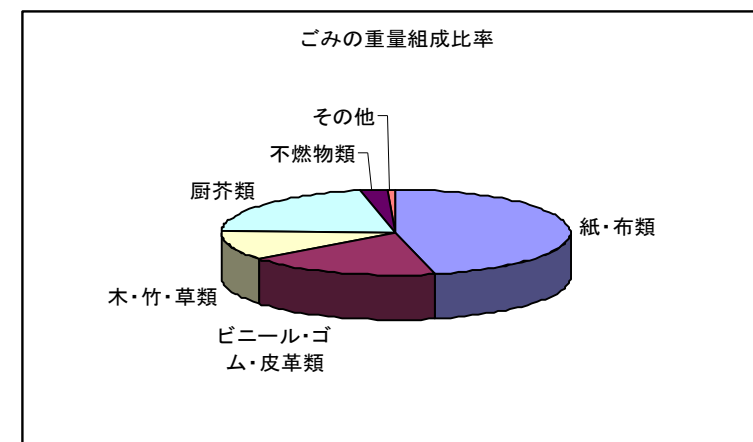
項目	排出基準	150トン炉		200トン炉	
		H18.6.29	H18.12.14	H18.6.28	H18.12.15
ダスト濃度	0.08g/m <sup>3</sup> N	0.001 未満	0.005	0.001	0.003
全硫黄酸化物	基準値	57.9	60.4	-	-
	測定値	0.034 未満	0.025	-	-
	基準値	-	-	74.5	65.9
	測定値	-	-	0.11	0.029
窒素酸化物	250ppm 以下	72	95	82	100
塩化水素	700 mg/m <sup>3</sup> N	2.7	86	6	33
鉛	10 mg/m <sup>3</sup> N 以下	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満
カドミウム	0.5 mg/m <sup>3</sup> N 以下	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満
塩素	1ppm 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
アンモニア	50ppm 以下	6.8	44.0	11.5	37.4
シアン化合物	11.6 mg/m <sup>3</sup> N 以下	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満
フッ素	2.5 mg/m <sup>3</sup> N 以下	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満
水銀	-	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
硫化水素	10ppm 以下	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満

（6月のフッ素の測定については、測定機器故障により8月に実施しています。）

■乾燥後のごみの重量組成分析結果

項目	H18.3.8	H19.3.5
紙・布類	49.35%	46.40%
ビニール・ゴム・皮革類	20.34%	18.00%
木・竹・草類	5.20%	11.50%
厨芥類	22.08%	20.70%
不燃物類	0.94%	2.70%
その他	2.06%	0.70%

市民の皆さんが排出したごみの内容物を乾燥し、その重量比率を測定分析した結果が左の表とグラフになります。その結果近年の資源物の分別や回収等により、不燃物類の混入は横ばい傾向にあります。一方、「紙・布類」、「ビニール・ゴム・皮革類」の比率は前年に対して減少していますが、依然として併せて約64.4%を占めており、これは紙・布、ビニール・ゴム等の資源化をより一層進めていくことで減量が可能です。



また、厨芥類は乾燥後では、およそ20%程度ですが、搬入時の水分を含んだ状態で考えると40～50%の割合を占めます。ごみ減量のためには、今後は厨芥類の分別、再資源化に焦点を当てる必要があります。

循環型社会の構築を目指し、環境負荷の低減と省資源化とを両立させる活動を行ってまいりますので、今後とも市民の皆さん一人ひとりのご理解、ご協力をお願いします。

